機関で勉強する場合、非課税世帯に月額10万円、課税世帯に月額７万500円を支給。事前に面談が必要

高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

同試験のための受講費用の一部を支給。受講前に申請が必要

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

子供の修学や親の技能習得のための資金などを貸し付けます。事前に相談が必要

ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭などの親が自立のための修業や就職活動、病気などで日常生活に支障が生じているときに、家庭生活支援員を派遣。事前に相談・申請が必要

ファミリー・サポート・センター利用料の助成

利用後１年以内に申請が必要

ひとり親家庭相談

ひとり親家庭の人や寡婦の生活上の悩みの相談、離婚前の相談、進学費用の相談、養育費や親子交流、自立に向けた助言・情報提供を行います。予約優先

ひとり親家庭就業相談

就職・転職活動、資格取得の相談に応じます。予約優先

養育費・親子交流の相談

専門の相談員が応じます

時第３木曜日13：00～16：00。祝日の場合は第2木曜日。要予約

養育費の確保に関する費用補助

養育費の取り決めのためにかかる公正証書などの作成費用の一部や、養育費の強制執行申し立てにかかる費用の一部を補助

■障がい児の通所支援

障がい児など発達支援を必要とする児童を対象に、療育を受けるための受給者証を発行。所得に応じて保護者負担あり。事前に申請が必要

問すこやか親子室障がい児通所受給者証担当

などを実施

問保育幼稚園室入園担当

■地域子育て相談機関～ほっと

公立の保育所、こども園、のびのび子育てプラザで、子育てに関する相談に応じます。実施施設など詳しくは市ホームページへ

申各実施施設へ

■子ども見守り家庭訪問

家庭児童相談員、保健師などが４か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する相談や情報提供を実施

問家庭児童相談室

■育児支援家庭訪問

子育てに不安や孤立感を抱えるなど、支援が必要な家庭を育児支援家庭訪問員が訪問し、子育てに関する相談や情報提供を実施

問家庭児童相談室

■子育て世帯家事・育児支援事業

家事・育児などに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦・ヤングケアラーなどがいる家庭を支援員が訪問し、家事や育児を支援。所得により利用者負担あり

問家庭児童相談室

■こども発達支援センターの相談

発達支援が必要な児童について、専門的な視点から相談に応じます

問地域支援センター

■ひとり親家庭の自立支援・相談

給付金は一部所得制限あり

問子育て給付課ひとり親家庭支援担当

自立支援教育訓練給付金

指定の講座を受講した場合、受講料の一部を支給。受講前に申請が必要

高等職業訓練促進給付金

看護師などの資格を取得するために養成

問豊一児童センター(TEL6338・0117)、日の出町児童センター(TEL6170・6066)

■休日保育

日曜日、祝・休日などに、保護者が仕事などのやむをえない理由で保育ができないとき。事前登録制、保護者負担あり

所こども発達支援センター

申吹田市一時預かり・休日保育予約システムへ

問保育幼稚園室総務担当

■病児・病後児保育

小学３年生までの児童が病気のときに、保護者が仕事などの理由で家庭で保育ができないとき。保護者負担あり。実施施設など詳しくは市ホームページへ

申各実施施設へ

問保育幼稚園室総務担当

■宿泊・夜間の保育

いずれも所得により保護者負担あり

所児童養護施設など

問家庭児童相談室

ショートステイ

保護者の病気や出産、仕事などで一時的に家庭で保育ができなくなったとき

トワイライトステイ

保護者が仕事などで帰宅が遅く、児童の保育が難しいとき

■ファミリー・サポート・センター

おおむね３か月～小学生の子供がいる人(依頼会員)と、子供を自宅で預かることができる20歳以上の人(援助会員)が会員登録し、地域で援助する組織。入会には講習会の受講が必要。援助を受けた依頼会員は、会則で定められた報酬を援助会員に支払います。３歳未満の多胎児を育てる家庭には補助あり

問同センター(のびのび子育てプラザ内TEL FAX6816・8500)

育児相談・その他

■子育て支援コンシェルジュ

基本型

専任の相談員が、地域の子育て相談や情報提供を電話や対面、メールで実施

問同コンシェルジュ専用ダイヤル(TEL 6875・0665)

特定型

教育・保育施設の利用に関し、個別ニーズに応じた情報の提供や利用のサポート

＼利用してみませんか／

子育て広場

乳幼児と保護者や妊婦が気軽に集まり、交流できる場所です。地域に根ざした取り組みが実施できるよう、８つの市民団体が運営しています。

施設名	住所	電話番号
子育てCoCoステーション	千里山西1・40・12・2F	6339・1341
子育て広場こすもすの家	山田東1・16・6	6877・8734
子育て広場ねっこぽっこ	内本町1・11・10・202	6317・2665
子育て広場すきっぷ	岸部南3・5・13・D	6382・0290
子育て広場キートス	新芦屋上23・1	7164・7504
子育て広場SUNNY	原町4・7・17	7509・5745
ゆめのみひろば	佐竹台2・5・5	6871・7557
子育ての森　メリー・ポピンズ	江の木町1・24・401	080・2575・3160

手当や費用の助成など、子育てを支援する制度を紹介します

子供のための制度

子育て給付課(TEL6384・1470FAX6368・7349)、ひとり親家庭支援担当(TEL6384・1471FAX6368・7349)
保育幼稚園室　入園担当(TEL6384・1592FAX6384・2105)、経理担当(TEL6155・5486FAX6384・2105)、総務担当(TEL6384・1541FAX6384・2105)
すこやか親子室　母子健診・相談担当(出口町TEL6339・1214FAX6384・1175)
障がい児通所受給者証担当(出口町TEL6170・7224FAX6384・1175)
のびのび子育てプラザ(TEL6816・8585FAX6816・8588)
家庭児童相談室(出口町TEL6384・1472FAX6384・1175)
地域支援センター(TEL6339・6103FAX6387・5734)

各制度の詳細や、その他の支援制度について、詳しくは市ホームページで紹介

子供の一時預かり

■緊急保育

保護者の入院など突発的な理由で保育ができなくなったとき、就学前の乳幼児を、期間を区切って保育所などで預かります。年齢や所得により保護者負担あり

問保育幼稚園室入園担当

■一時預かり

いずれも保護者負担あり

申☆は、吹田市一時預かり・休日保育予約システムへ

保育所など

保護者の断続的・短時間の就労や傷病などで一時的に保育が必要なとき。実施施設など詳しくは市ホームページへ

申公立は☆、私立は各施設へ

問公立は保育幼稚園室総務担当、私立は各施設

のびのび子育てプラザ

保護者の傷病のほか看護・介護やリフレッシュなどの理由で一時的に保育が必要なとき

申☆　所問同プラザ

おひさまルーム

保護者のリフレッシュ・通院などの理由で一時的に保育が必要なとき

所同ルーム(佐竹台２)　申☆

問同ルーム一時預かり専用ダイヤル(TEL 090・8305・4340＝火・水曜日14：00～16：30)

豊一児童センターすくすくルーム・日の出町児童センター

保護者のリフレッシュ・通院などの理由で一時的に保育が必要なとき

所各センター　申☆

■幼児教育・保育の無償化

主に３～５歳の幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する子供が対象。利用施設の種別や保育の必要性の有無などにより、内容や手続きが異なります。事前に認定申請が必要。預かり保育や認可外保育施設などの無償化は３か月ごとに請求が必要。詳しくは市ホームページへ

問保育幼稚園室入園担当、経理担当

■妊婦のための支援給付

(1)妊娠届出後、(2)出産後４か月ごろまでの妊産婦に面談後、現金を支給。支給額は(1)5万円、(2)胎児1人につき5万円。流産、死産も対象になる場合があります

申面談は💻

問すこやか親子室母子健診・相談担当

■習い事費用助成事業

同事業に参画している習い事教室で利用できるクーポンを、子供１人につき年12万円を上限に交付します。対象者には、随時、案内を送付しています。最新の情報は市ホームページで確認してください

対次のいずれかに該当する小学４年～中学生の保護者。◇生活保護受給世帯。◇児童扶養手当受給世帯。◇ひとり親家庭医療費助成制度の対象世帯

問吹田市子供の習い事費用助成事業運営事務局(☎0120・065・067＝月～金曜日11：00～20：00。祝・休日、年末年始は除く。FAX6204・1763)

市ホームページ

子育て費用の助成

■児童手当

18歳に達する日以後の最初の３月31日までの児童を育てている保護者に、２か月ごと(偶数月)に前月分までを支給

問子育て給付課

■子ども医療費助成

18歳に達する日以後の最初の３月31日までの入・通院で受けた保険診療の一部を助成

問子育て給付課

■児童扶養手当

ひとり親家庭などが対象。児童の父か母に障がいがある場合や、行方不明などの理由でも受給できる場合があります。18歳に達する日以後の最初の３月31日まで。所得制限あり

問子育て給付課

■ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の児童と保護者が入・通院で受けた保険診療の一部を助成。18歳に達する日以後の最初の３月31日まで。所得制限あり

問子育て給付課

■遺児手当・交通遺児手当

両親を失ったか、交通事故で一方の親を失った児童を育てている人が対象。親に重い障がいがあるなどの理由でも受給できる場合があります。児童１人につき月8100円を中学３年生まで支給。所得制限あり

問子育て給付課